

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件1】

1 和解(示談)の相手方

株式会社東新エンジニアリング

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和6年(2024年)11月10日

(2) 事故発生場所

東京都中野区中央五丁目43番1号 中野区立桃花小学校敷地内

(3) 事故発生状況

区の職員が、中野区立桃花小学校で実施する令和6年度中野区総合防災訓練業務のため、上記(2)の事故発生場所に庁有車を駐車しようとして当該庁有車を後退させていたところ、当該庁有車の左側後部が当該庁有車の後方に駐車中の相手方車両の左側前部に接触した。この事故により、相手方車両のフロントバンパー等が破損した。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害318,879円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

令和7年(2025年)2月19日

5 区の賠償責任

本件事故は、庁有車を運転していた区の職員が当該庁有車を後退させる際の後方の安全確認を怠ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損した相手方車両のフロントバンパー等の修理費等の合計318,879円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

所属長から関係職員に対し本件事故について厳重に注意を行い、安全運転講習会を受講させることとするとともに、所属長から庁有車を運転する所属の職員全員に対し注意喚起を行い、安全運転講習会の受講を促すことにより、安全運転の徹底を図った。

【報告案件2】

1 和解（示談）の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和6年（2024年）12月28日

(2) 事故発生場所

東京都中野区弥生町五丁目7番先路上

(3) 事故発生状況

相手方が上記(2)の事故発生場所の区道を自転車で北方面に向かって走行していたところ、当該区道上のアスファルト舗装の一部が剥離してできたくぼみに当該自転車の前輪を取られ、相手方が転倒した。この事故により、当該自転車が破損した。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害58,330円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

令和7年（2025年）2月26日

5 区の賠償責任

本件事故は、区道上のアスファルト舗装が剥離した部分が補修されていなかったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損した自転車の修理費の合計58,330円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

上記2(2)の事故発生場所のアスファルト舗装の剥離部分を補修し、くぼみを解消するとともに、区内全域の区道の路面状況を確認し、必要な補修を行うこととした。